

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月13日 07時31分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市走水東方沖 観音埼灯台から真方位350° 1,000m付近 (概位 北緯35° 15.9′ 東経139° 44.7′)
事故の概要	遊漁船第十五平作丸は、航行中、また、手漕ぎボート（船名なし）は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年3月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第十五平作丸、9.7トン 235-16353 神奈川、個人所有 B 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし（全長3.15m） なし、なかね貸しボート店
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 漕手B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客11人を乗せ、遊漁の目的で走水東方沖の釣り場に向け、手動操舵により、約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北西進中、船長Aが、周りの船に意識を向けて同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B 船は、漕手Bが1人で乗り、走水東方沖で船首を北西方に向けて錨泊し、漕手Bが左舷側で釣りを行っていた。 漕手Bは、船尾方約200mにB船に向かって来るA船を認め、A船がB船を避けてくれると思ってA船の動静を見ていたところ、針路を変えずに近づいて来るので手を振り大声を上げて注意喚起したが、針路を変えずに至近に接近してきたので危険を感じ、左舷側から海中に飛び込んだ。 B 船は、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突し、右舷側に転覆した。 漕手Bは、海上で救助を求めているところ、本事故を目撃した貸しボート店経営者の船に救助された。

	<p>船長Aは、直ちに本事故発生場所に戻り、漕手Bが救助されたのを認めたのち、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>A船はレーダーを装備していたが、本事故当時、晴れており、視界が良好だったので船長Aはレーダーを作動させていなかった。</p> <p>船長Aは、A船が約12knの速力で航行した際、船首方に死角が生じていなかったが、本事故当時、A船の周りに同行する4隻の釣り船があり、それらの船の動向に意識を向けており、船首方の確認を十分に行っていなかった。</p> <p>漕手Bは、固型式救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、北西進中、船長Aが、同行する釣り船に意識を向けて、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、船首方のB船の存在に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、船尾方から接近するA船を認め、A船がB船を避けてくれると思い、錨泊を続けたことから、避航する時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、同行する釣り船に意識を向けて、同じ針路及び速力で航行を続けたため、船首方のB船の存在に気付かず、また、船長Bが、船尾方から接近するA船を認め、A船がB船を避けてくれると思い、錨泊を続けたため、避航する時機を逸し、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、周りに他船がいる場合であっても、特に前路は見張りを確実に行うこと。</li> <li>・ 船長は、視界が良好な場合であっても、レーダーを使用して周りの船舶の確認を実施すること。</li> <li>・ 漕手は、錨泊中であっても常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めたときには、余裕のある時機に注意喚起を行い、抜錨して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>